

第三十二号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表十七の三の項ル中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項ヲ中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同項ワ中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項カ中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受理  
第二条の表二十四の二の項ホの次に次のように加える。

へ 法第二十八条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力の要求

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十七の三の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。